

別表1（第4条関係）

補助対象経費

事業費	専門家招聘費（謝金、旅費）、備品購入費、施設整備費、デザインマンホール蓋製作費、デザインマンホール蓋設置工事費、展示会出展費、イベント開催費、使用料及び賃借料、版権料、デザイン料 等
事務費	消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費 等
補助金等	本事業の趣旨に合致する目的で都内区市町村が民間事業者等に対して支出する補助事業の経費

\* 補助事業の実施に伴う寄付金、広告料等の収入は、補助対象経費から控除するものとする。

(参考) 補助対象外経費の例

- ・土地の取得、賃借、造成及び補償に係る経費
- ・経常的な経費（施設設備の維持管理費、光熱水費、人件費、事務的経費等）
- ・他の補助金を一部財源とする事業の経費
- ・その他事業と共に用するものに係る経費
- ・事業に直接関係しない経費（手数料、飲食費、会議費、印紙代、金券等購入費 等）

別表2（第5条関係）

補助金の額

補助事業者	補助率	補助事業及び補助限度額 ※1補助事業者当たり上限20,000千円 ※デザインマンホール蓋を製作、設置及び活用する取組については、1補助事業者あたり上限6,000千円	
都内区市町村	3分の2以内	施設・構造物等の建設・改修・整備に関する事業	20,000千円／件
		情報発信等に関する事業	5,000千円／件
		集客イベント事業	
	5分の4以内	施設・構造物等の建設・改修・整備に関する事業	20,000千円／件
		情報発信等に関する事業	10,000千円／件
		集客イベント事業	
観光振興団体*	5分の4以内	施設・構造物等の建設・改修・整備に関する事業	20,000千円／件
		情報発信等に関する事業	5,000千円／件
		集客イベント事業	
	5分の4以内	情報発信等に関する事業	10,000千円／件
		集客イベント事業	

\* 観光振興団体とは、都内区市町村との連携の下に設立された観光協会、都内を拠点として活動する商工会、商工会連合会、商工会議所及びその他観光振興を行う団体（注）をいう。

（注）その他観光振興を行う団体は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

（1）公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人又は特定非営利活動法人のいずれかであること。

（2）地域の関係機関・団体、都内区市町村を構成員とする協議会を設置して、地域と連携すること。

（3）上記（2）の協議会において事業実施の承認が得られていること。